

グローバル時代の「世界人」 —海外在住の外国人のアイデンティティ問題—

大阪大学
言語文化研究科
曹 臻（中国）

まえがき

今の日本では、さまざまな「ニューカマー」と呼ばれている人々がいる。敗戦後の帰国者、「逆流」してきた日系人、逃げてきた難民、研修生、看護師、そして私たち留学生。今の在日外国人は220万人ぐらいがいるとのことである。その中で妻として、もしくは留学生として日本に来ているなどの理由で、外国人で一番多いのは中国人である。そして社会的な問題で、教育を受けられなくて、自助活動が始まったものの、子供が「不良化」しているブラジル人もいる。このような外国人「ニューカマー」たちは、今の日本にいい影響を与えていると同時に、深刻な問題にもなっていると思われる。本論文では、海外で生活している外国人たちの問題に着目して議論を広げていくのである。

第一章 「国籍」から生じる問題

一、あなたは何人？——中国にいる外国人の国籍維持と生活の現状

中国人が外国にどんどん移住していくと同時に、外国人も中国で定住することが増えている。私は小学校5年生のときから高校卒業まで、英語の授業は中国人教師の語彙や文法の授業以外に、発音は大体外国人先生が担当している「外教課」という授業で勉強していた。そして学生に発音の癖をつけないために、毎年外国人の先生が変わる。大学は日本語学科なので、日本人の先生と会話したり、作文したりする授業もあった。

このような外国語教育の分野で活躍している「在華外国人」(中国で定住している外国人)が、中国の安い物価と外国人に対する崇拝に惹かれて、中国にどんどんきている。しかし外国人は中国に来るときビザの申請する必要がないので、ほとんどの外国人は中国の国籍を欲しがっていない現状がわかる。第6次人口調査により、中国にいる中国国籍を持っている外国人は12000人ぐらいだったが、それはほとんど改革解放初期に中国に来た国際友

人の末裔と、第二次世界大戦後中国に残された日本人の末裔である。2000年からの外国移民の新入籍人数は300人未満である。私が大学に在学中、フランスから来ている留学生に聞いたら、「中国で就職してもしなくても、フランス国籍のほうが有利だから、別に中国国籍に変わりたいと考えてない」と答えた。

中国の近年のグローバル化と、外国人に対する大歓迎の態度の影響で、より多い外国人が中国に来ている。だが、ここでいろいろな問題が起きている。

最初は外国語教師として輝きたいという目的を持って、中国に来ていた人は多かったが、近年は、自分の国で職を見つけることができず、中国で就職する外国人のほうが多数派になってしまった。このような、従来とは異なった理由で来ている外国人により、教育品質が低下するだけでなく、風俗問題、借金問題、テレビCMの詐欺問題など、深刻な状況になっている。それゆえ中国政府から民間まで、外国人に盲目的に憧れるより、中国人としてのアイデンティティに、もう少しだけ誇りを持つほうがいいではないか、と私は考えている。

二、私は何人？——多重国籍の問題

1、多重国籍の問題と二重国籍の利点

多重国籍とは二つ以上の国籍を持っている状態のことである。多重国籍の場合、複数の国家から国民としての義務（兵役など）の履行を要求されることがある。また、いずれの国家の外交的保護を認めるかという点で紛糾を生じる場合がある。現在、多重国籍を認めている国は、アメリカ合衆国、ロシア、カナダ、メキシコ、コロンビア、ブラジルなどである。日本は「国籍の抵触についてのある種の問題に関する条約」により、「人は必ず唯一の国籍を持つべき」とする「国籍単一の原則」または「国籍唯一の原則が基本原則」の制約を受ける、単一国籍国家である。

そして国籍を決めるとき、「血統主義」と「出生地主義」に分かれているが、日本と中国などの国では前者である。日本では国籍単一の原則から1984年の国籍法改正で20歳に達する以前に日本国籍とは別の国籍を持つ資格がある多重国籍の状態になった場合は22歳に達するまで、20歳に達した後に多重国籍となった場合は多重国籍となった時から2年以内を制限として国籍の選択をすべきとされている。

現在、サッカー選手の中で、多重国籍の人が増えている。少子高齢化などの影響で、国際結婚が増えてきた日本では、多重国籍の子供も増加している。この子供たちは、法律上

は自らが国籍を選ぶ権利を有するが、両親が違う国籍の場合、どちらの国籍を選ぶか、どちらの国籍がいいか、これはなかなか評価しにくいと思う。もし親と同じ国籍を選ぶと、今の国で外国人としての生活は必ず不便になる。もし親と違って、今在住している国の国籍を選ぶと、外国人の親がいて、自分の民族アイデンティティは微妙な立場になることがあると思う。私は、このような場合は、二重国籍でもいいではないかと思ったりしたことがあるが、でも国の制度と国籍問題の悪用などを考えると、単一国籍制度のほうが正解かもしれない。

2、「華僑」と「華人」の存在

中国では旧正月の仕来りがあり、大晦日の夜は一家団欒で正月のテレビ番組を見る習慣がある。毎年そのとき、アナウンサーたちは必ず「海外に在住している華僑同胞、華人同胞にも、あけましておめでとうございます」を言う。だから90年代以降に生まれた私たちにとって、この偉くて神秘的な存在にはかなり好感度が高い。では一体「華僑」と「華人」とは何だろうか。

一般的に、中国人でありながら、外国に移住している人々たちは、「華僑」もしくは「華人」と呼ばれている。「華人」と「華僑」は混同される場合もあるが、実は意味が違っている。現在中国共産党の定義によると、「華僑」とは「中国大陸・台湾・香港・マカオ以外の国家・地域に移住しながらも、中国の国籍を持つ漢民族」を指す呼称である。「華人」とは、移住先の国籍を取得した中国系住民を指すのである。多重国籍などのややこしい現状で、同一概念として使われることも多いが、厳密に区分されると、華人は国籍を取得していない華僑と区別される。単一国籍国家の日本では、中華人民共和国または中華民国（台湾）の国籍を有する者は「華僑」であり、日本国籍を取得したものは「華人」とされる。

中国人の昔からの小範囲集団意識のおかげで、外国に行っても、華僑たちはマイノリティでありながら、同郷者で形成されるコミュニティー（中国の方言はそれぞれ激しく違うので、同郷ではないと通じない状況が多い）と、これをもとにした同業者の集団ができあがり、現地の経済・政治に大きな影響力を持つことが多い。なぜかという、先行して商業を営んでいた華僑たちは、大体同じ出身な人、もしくは同郷の人を雇い、団結力が高い存在だからである。だが近年の留学ブームにより、大体の「新華僑」たちは同じく北京語を使うようになってきた。

第二章 永住制度の利点と欠点

一、グローバル社会での「永住権」

永住権とは、外国人がその国の国籍を所持せずとも永住することができる権利を指す。日本だけではなく、アメリカなどの国でも永住権（グリーンカード）を付与している。永住権を持っている永住者の権利はその国の国民における権利と違って、ある程度制限されている（選挙権、被選挙権、国防軍など公的機関への就職など）。そして、一定期間を超えてその国から離れると、永住権が剥奪される事になる国も存在する。

上記に述べた国籍を決める方法の中で、アメリカはその後者の「出生地主義」である。それゆえ移民大国のアメリカでは、アジア系だけではなく、ラテン系、アフリカ系、そしてヨーロッパ系のグリーンカードを持ってアメリカに定住している人がたくさんいる。

その他、ブラジルなどの南米国、イギリス、フランスなどのヨーロッパの国、そして中国でも、永住権を付与している。

二、永住制度の利点と欠点

1、利点

日本で定住していない、そして日本に永住するつもりもなくて、でもビジネス関係や親族関係で短期滞在したい人にとって、この永住制度はビザをいちいち申請する必要がなくて、とても便利だと思う。自分の民族アイデンティティを捨てる必要がなくて、自分の国籍を持っているの上、自由に日本に滞在できる点で非常にいいことだと思っている。

2、欠点

日本で長く生活していくつもの外国人にとって、頑張って仕事をして、結局日本人と違って、享受できる権利は制限されている。選挙権、被選挙権、自衛隊など公的機関への就職、土地の所有、パスポートの取得など、これらの権利は平等に享受できない。もちろん永住権のかわりに日本の国籍をとることもできるが、自分の民族アイデンティティを喪失したくない人たちにとって、なかなか難しい問題のではないかと考えている。

第三章 結論

外国人留学生として、私はもう日本で2年半生活してきた。この国の親切と便利を感じ

ながら、外国人としてのアイデンティティと排除も感じている。しかし現在のこのますます一体化しているグローバル社会で、自分の文化に誇りを持ちながら、「何人」ではなく、「世界人」としての自覚を持って周りの人々と共生していくことが大切だと思っている。

参考文献

- 1、 『言語文化への招待』 木村健治・金崎春幸編、大阪大学出版社、2008年3月。
- 2、 『華僑・華人事典』 可児弘明・斯波義信・游仲勲編、弘文堂、2002年6月。ISBN 4-335-55080-4
- 3、 「五つの誤解—日本社会の華人観」——『週刊東洋経済』第5282号 顔尚強、1995年5月。
- 4、 『岩波現代中国事典』 天児慧・石原享一編、岩波書店、1999年。
- 5、 『国際結婚—多言語化する家族とアイデンティティ』 河原俊昭・岡戸浩子編著、明石書店、2009年1月
- 6、 「重国籍と国籍唯一の原則」——『立法と調査』No. 295 参議院第三特別室大山尚、2009年8月。
- 7、 『外国人の参政権』 長尾一紘、世界思想社、2000年。ISBN 4790708365